

老高発 0330 第 1 号
平成 27 年 3 月 30 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

有料老人ホームを対象とした指導の強化について

「有料老人ホームの定期実態調査の実施について」（平成26年10月22日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）について、別添のとおりとりまとめたので情報提供する。

単身又は夫婦のみの高齢者世帯が大幅に増加する中で、高齢者が安心して暮らせる住まいと生活に係る福祉サービス等の一体的な供給が必要とされているなかで、高齢者向け住まいの適切な確保に当たっては、有料老人ホームの適確な把握や指導が必須であると考えられるが、今回の調査結果を踏まえると、一層の指導の強化が必要であると考えられるため、下記について、適切な取組の実施をお願いします。

なお、今後、有料老人ホームに関する指導の徹底を図るため、各地方公共団体の担当者を対象とした全国会議の開催を検討しているところであり、詳細な議題や日程については今後、改めて通知する予定であることを申し添える。

記

1. フォローアップ調査（第6回）の結果について

（1）有料老人ホームの届出状況、指導状況について

これまで累次にわたり有料老人ホームの届出促進、適切な指導監督を求めてきたところであるが、今回の調査結果でも昨年に引き続き、有料老人ホームの届出手続が進んでいない実態が見受けられた。一方で、未届件数の増加は、各地方公共団体における実態把握が進展している結果でもあるため、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」（平成 19 年 3 月 20 日付け厚生労働省老健局計画課長、振興課長通知）等を踏まえ、関係機関と連携して、更なる届出促進のための取組の徹底をお願いしたい。

今後の未届施設の届出や指導等の状況については、本年 7 月 1 日時点の状況について、第 7 回フォローアップを行う予定としている。様式等については別途通知する予定である。これまで本調査は 10 月に実施していたが、今後は、有料老人ホームの重要事項説明書の提出を受ける時期と合わせることにする。

関係部局や市区町村との連携体制を構築し、一体となって取り組んでいただくようお願いする。

(2) 有料老人ホームの前払金の保全措置の状況について

今回の調査結果では、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第7項の規定に基づく前払金の保全措置が義務付けられている施設のうち、保全措置が講じられていない施設が多数存在し、法令遵守が図られていない実態が確認された。調査開始以降、違反物件の割合が1割を初めて下回り、一定程度の改善傾向は見られた。しかしながら、こうした違法な有料老人ホームが依然として多数存在している都道府県等があることは大変遺憾であり、有料老人ホームの市場全体の信頼を揺るがしかねない事態である。

有料老人ホームの入居者を保護する観点から、貴団体においては、有料老人ホームの事業者に対して、以下の①及び②に係る指導を徹底していただきたい。

- ① 前払金の保全措置を講じていないことは、法令に違反する行為であることをから、前払金の徴収を行う場合には、所要の措置を講ずる必要があることを、貴団体管内の有料老人ホーム事業者に対して周知徹底を図ること。
- ② 前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対して、老人福祉法第29条第9項に基づく検査、同条第11項に基づく改善命令等、速やかに改善に向けた取組を実施すること。なお、検査の拒否や改善命令に対する違反等を行った事業者に対しては、同法第39条及び第40条に基づく罰則を適用すること。

特に②に関しては、今回の調査結果においても、保全措置を講じていない施設に対し、指導を行った件数が違法な有料老人ホーム件数の約半数に留まっていることから、指導を実施していない団体においては、取組の徹底をお願いしたい。違反物件がない自治体においても、新規入居者に対しても引き続き保全措置を講じるよう、引き続き、事業者に対する適切な対応をお願いしたい。

また、保全措置を講じる意思はあるものの、取引条件等で銀行保証等を利用することが困難な有料老人ホーム事業者に対しては、必ずしも担保を必要としない「公益社団法人全国有料老人ホーム協会」による「入居者生活保証制度」を活用することなどが考えられるので、適確な指導をお願いしたい。

なお、介護保険法に基づく「特定施設入居者生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「介護予防特定施設入居者生活介護」の事業所としての指定を受けている有料老人ホームに対しては、適正な事業の運営ができているかどうか、これらの指定権者と密接に連携して精査し、必要な指導を厳正に行っていただきたい。

2. 有料老人ホーム設置運営標準指導指針の改正について

既存建築物や小規模建築物を活用する有料老人ホームにおいては、有料老人ホーム設置運営標準指導指針（以下「標準指導指針」という。）への適合を義務と解釈し、廊下幅等の適合が困難であることを理由に、本来の義務である有料老人ホームとしての届出を行わないなどの指摘があることを踏まえ、今般、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（平成 14 年 7 月 18 日付け老発第 0718003 号、最終改正・平成 27 年 3 月 30 日付け老発 0330 第 3 号）」により、標準指導指針の改正を行ったところである。

今後、今回の標準指導指針の改正内容を踏まえて、届出の促進に向けた以下の取り組みを実施することについてもご配慮願いたい。

- ① 標準指導指針の改正内容に配慮し、各地方公共団体としての指導指針（以下「指導指針」という。）を速やかに整備すること。
- ② 既存建築物や小規模建築物を活用して有料老人ホームを運営している場合には、代替措置や将来の改善計画の策定など特性に応じた配慮を行うなど、事業者が届出をしやすい環境を構築すること。
- ③ 指導指針を届出基準として扱うことなく、有料老人ホームとしての実態がある場合には、適切に届出を受理すること。
- ④ 届出を行っていない有料老人ホームの設置者に対しては、老人福祉法上は届出の有無にかかわらず有料老人ホームとして扱われることを丁寧に説明し、適切に届出を行うように指導すること。

3. 権利金等の受領禁止規定に係る経過措置の終了について

平成 24 年 4 月 1 日に施行した改正老人福祉法により、有料老人ホームにおいては権利金その他の金品の受領が禁止となっているが、平成 24 年 3 月 31 日までに届出がなされている有料老人ホームについては、経過措置が設けられていた（平成 23 年法律第 72 号附則第 10 条第 3 項）。

しかしながら、平成 27 年 4 月 1 日以降は当該経過措置が適用されず、以後は全ての有料老人ホームにおいて、権利金その他の金品を受領することができないため、今後の指導ではご留意願いたい。

4. 有料老人ホームに対するスプリンクラー設置の促進

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）の改正により、平成 27 年 4 月 1 日以降、火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設（同令別表第一(6)項ロに掲げる施設）において、現行制度では延べ面積 275 m²以上のものに設置が義務付けられているスプリンクラー設備について、原則として延べ面積にかかわらず設置することが義務付けられることとされている（既存施設については、平成 30 年 3 月 31 日まで経過措置が設けられている）。

有料老人ホームについては、避難が困難な要介護者を主として入居させるものが、同令別表第一(6)項ロに掲げる施設に該当することとされていることから、特に既存の有料老人ホームのうち、スプリンクラー設備を設置していないものを運営している事業者に対しては、同令の改正内容を周知し、消防部局への相談などを踏まえた適切な改修の実施を求める指導などを適切に実施していただきたい。

また、スプリンクラー設備の設置にあたっては、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を活用できることとなっていることから、事業者に対するスプリンクラーの設置を指導する場合には、当該助成制度を併せて周知することにより、既存の有料老人ホームのスプリンクラー設置が着実に実施されるよう促していただきたい。

【既存施設のスプリンクラー設備等整備事業】

- ① 1,000 m²以上の場合 17,500 円/m²
- ② 1,000 m²未満の場合 9,260 円/m²
- ③ ②かつ消火ポンプユニット等を設置する場合 9,260 円/m²+232 万円まで

以 上

参照条文

1. 有料老人ホームに対する指導

○老人福祉法（昭和38年法律第133号）

（届出等）

第29条 有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一～七 （略）

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

4～5 （略）

6 有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

7 有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたつて受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

8 （略）

9 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

10 （略）

11 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第4項から第8項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

12 （略）

(有料老人ホーム協会)

第30条 その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いる一般社団法人は、有料老人ホームの入居者の保護を図るとともに、有料老人ホームの健全な発展に資することを目的とし、かつ、有料老人ホームの設置者を社員（以下この章において「会員」という。）とする旨の定款の定めがあるもの限り、設立することができる。

- 2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。
- 3 第1項に規定する一般社団法人（以下「協会」という。）は、成立したときは、成立の日から2週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 協会は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(名称の使用制限)

第31条 協会でない者は、その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いてはならない。

- 2 協会に加入していない者は、その名称中に有料老人ホーム協会会員という文字を用いてはならない。

第39条 第18条の2第1項又は第29条第11項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第40条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第29条第9項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 二 第29条第1項から第3項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三・四 (略)

○老人福祉法附則（平成23年法律第72号）

(施行期日)

第1条 この法律は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1・2 (略)

(老人福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第10条

- 1・2 (略)

- 3 新老人福祉法第29条第6項の規定は、施行日の前日までに旧老人福祉法第29条第1項の規定による届出がされた同項に規定する有料老人ホームについては、平成27年4

月1日以降に受領する金品から適用する。

4 (略)

2. 特定施設入居者生活介護等の事業所に対する指導

○介護保険法（平成9年法律第123号）

(指定の取消し等)

第77条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第41条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～三 (略)

四 指定居宅サービス事業者が、第74条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

五～九 (略)

十 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十一～十三 (略)

2 (略)

(指定の取消し等)

第78条の10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第42条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～四 (略)

五 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

六～十一 (略)

十二 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十三～十五 (略)

(指定の取消し等)

第115条の9 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第53条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一・二 (略)

三 指定介護予防サービス事業者が、第 115 条の 4 第 2 項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

四～八 (略)

九 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

十～十二 (略)

2 (略)

○ 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）

（指定の取消し等に係る法律）

第 35 条の 5 法第 77 条第 1 項第 10 号、第 78 条の 10 第 12 号、第 84 条第 1 項第 10 号、第 92 条第 1 項第 10 号、第 104 条第 1 項第 9 号、第 115 条の 9 第 1 項第 9 号、第 115 条の 19 第 11 号及び第 115 条の 29 第 9 号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一～十四 (略)

十五 老人福祉法

十六～二十四 (略)

平成27年3月30日
厚生労働省老健局高齢者支援課

有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査（第6回）結果

平成26年10月22日付け事務連絡（「有料老人ホームの定期実態調査の実施について」）に基づき、平成26年10月31日時点で有料老人ホームに該当した施設であって、老人福祉法に基づく届出が行われていないものの指導状況等について、自治体から報告があった件数等は以下のとおり。

1. 未届の有料老人ホームに該当した施設の届出に係る指導状況について

() は割合

	施設数
平成25年10月31日時点で未届の有料老人ホーム（※1）数	911件 (100.0%)
有料老人ホーム非該当等（※2）	156件 (17.1%)
平成26年10月31日までに届出済	164件 (18.0%)
平成26年10月31日時点で未届（1年間で改善されなかったもの）	591件 (64.9%)

※1 「有料老人ホーム」には、実態把握中のものを含む。

※2 「有料老人ホーム非該当等」と判断されたものは、前回調査後の実態把握の結果、有料老人ホーム事業を廃止したものや食事等のサービスを提供していなかったことが明らかとなったもの、など

2. 有料老人ホームの届出状況について

(1) 各調査期間内における届出状況（フロー）

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
	H21.5.1 ～H21.10.31	H21.11.1 ～H22.10.31	H22.11.1 ～H23.10.31	H23.11.1 ～H24.10.31	H24.11.1 ～H25.10.31	H25.11.1 ～H26.10.31
①届出施設数	619件	854件	1,008件	1,137件	1,053件	1,025件
②未届施設数	163件	59件	95件	245件	658件	370件
③届出率(①/①+②)	79.2%	93.5%	91.4%	82.3%	61.5%	73.5%
④未届率(②/①+②)	20.8%	6.5%	8.6%	17.7%	38.5%	26.5%

(2) 各調査時点における届出状況（ストック）

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
	H21.10.31時点	H22.10.31時点	H23.10.31時点	H24.10.31時点	H25.10.31時点	H26.10.31時点
①届出施設数	4,864件	5,718件	6,726件	7,863件	8,916件	9,941件
②未届施設数	389件	248件	259件	403件	911件	961件
③届出率(①/①+②)	92.6%	95.8%	96.3%	95.1%	90.7%	91.2%
④未届率(②/①+②)	7.4%	4.2%	3.7%	4.9%	9.3%	8.8%

3. 有料老人ホームにおける入居者処遇等に係る指導状況について

	施設数	届出に関する指導	入居者の処遇に係る指導
①平成 25 年 10 月 31 日時点において未届だった有料老人ホーム数 (非該当と判断したものを除く。)	755 件	666 件	94 件
②平成 26 年 10 月 31 日までに届出済	164 件	154 件	44 件
③平成 26 年 10 月 31 日時点で未届	591 件	512 件	50 件
④平成 25 年 11 月 1 日以降新たに把握した未届有料老人ホーム数	370 件	243 件	45 件
⑤届出済有料老人ホーム数 (②を除く)	9,777 件	— 件	1,807 件

(参考) 入居者の処遇等に関する指導の主な事例数

○行動制限は、緊急やむを得ない場合に限定し、その記録を保存するように指導 (43 自治体)
〔青森県、盛岡市、宮城県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、前橋市、高崎市、千葉県、千葉市、神奈川県、横浜市、横須賀市、新潟県、新潟市、石川県、長野県、長野市、岐阜県、静岡県、静岡市、愛知県、名古屋市、大阪府、豊中市、東大阪市、和歌山県、和歌山市、島根県、岡山県、下関市、香川県、高松市、北九州市、熊本県、熊本市、大分県、宮崎県、宮崎市、鹿児島市、沖縄県、那覇市〕

○一部屋に複数人が生活しているため、個室化等によりプライバシーが確保されるよう指導 (28 自治体)

〔北海道、青森県、岩手県、宮城県、仙台市、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、前橋市、千葉県、船橋市、東京都、横浜市、新潟県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、浜松市、愛知県、名古屋市、和歌山県、高松市、北九州市、熊本県、沖縄県、那覇市〕

○夜間に人員が配置されていないなどの不備があるため、緊急時に対応可能な体制を確保するよう指導 (24 自治体)

〔仙台市、秋田県、福島県、群馬県、高崎市、千葉県、千葉市、新潟県、長野県、静岡県、愛知県、名古屋市、大阪府、堺市、兵庫県、香川県、久留米市、熊本県、熊本市、大分県、宮崎県、宮崎市、沖縄県、那覇市〕

○居室の面積が狭いため、生活に必要なスペースを確保するよう指導 (22 自治体)

〔青森県、岩手県、仙台市、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、船橋市、東京都、神奈川県、福井県、岐阜県、浜松市、名古屋市、島根県、岡山県、香川県、北九州市、沖縄県〕

○廊下が狭く、車椅子での移動に支障をきたす等、構造上問題があるため、改善を指導 (12 自治体)

〔仙台市、秋田市、宇都宮市、群馬県、埼玉県、船橋市、神奈川県、岐阜県、高槻市、岡山県、北九州市、熊本県〕

等

※ () 内の数字は指導を行った自治体数

4. 前払金の保全措置が義務づけられている施設の保全措置の状況について

	施設数
平成 18 年 4 月 1 日以降に設置された有料老人ホーム数	7,930 件
（うち）前払金を徴収している施設数	1,260 件
（うち）前払金の保全措置を講じている施設数	1,143 件
（イ）銀行等による保全金額に相当する部分の連帯保証	439 件
（ロ）親会社による保全金額に相当する部分の連帯保証	8 件
（ハ）返還債務の不履行により入居者に生じた損害のうち、保全金額に相当する部分を保険事業者がうめることを約する保証保険	12 件
（ニ）信託会社等との間における、入居者を受益者とする信託契約	347 件
（ホ）民法 34 条により設立された法人との間の保全のための契約で上記（イ）から（ニ）に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの※	2 件
※（へ）に該当するものを除く	
（ヘ）全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度	335 件
（うち）前払金の保全措置を講じていない施設数	117 件 (9.3%)

※ 老人福祉法第 29 条第 7 項の規定により、同日以後に事業を開始した有料老人ホームについては、前払金の保全措置を講じる必要がある。

（参考）前払金の保全措置が義務づけられていない施設の保全措置の状況について

	施設数
平成 18 年 3 月 31 日以前に設置された有料老人ホーム数	1,820 件
（うち）前払金を徴収している施設数	900 件
（うち）前払金の保全措置を講じている施設数	353 件
（うち）前払金の保全措置を講じていない施設数	547 件

別 表

有料老人ホームの類型

類 型	類 型 の 説 明
介護付有料老人ホーム (一般型特定施設入居者生活介護)	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。(介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)
介護付有料老人ホーム (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。(有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)
住宅型有料老人ホーム (注)	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能です。
健康型有料老人ホーム (注)	食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければなりません。

注) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないホームにあつては、広告、パンフレット等において「介護付き」、「ケア付き」等の表示を行ってはいけません。

有料老人ホームの表示事項

表 示 事 項	表 示 事 項 の 説 明	
居住の権利形態（右のいずれかを表示）	利用権方式	建物賃貸借契約及び終身建物賃貸借契約以外の契約の形態で、居住部分と介護や生活支援等のサービス部分の契約が一体となっているものです。
	建物賃貸借方式	賃貸住宅における居住の契約形態であり、居住部分と介護等のサービス部分の契約が別々になっているものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容は有効になりません。
	終身建物賃貸借方式	建物賃貸借契約の特別な類型で、都道府県知事から高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づく終身建物賃貸借事業の認可を受けたものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容が有効です。
利用料の支払い方式 （注1・注2）	全額前払い方式	終身にわたって受領する家賃又はサービス費用の全部を前払金として一括して受領する方式
	一部前払い・一部月払い方式	終身にわたって受領する家賃又はサービス費用の一部を前払いとして一括受領し、その他は月払いする方式
	月払い方式	前払金を受領せず、家賃又はサービス費用を月払いする方式
	選択方式	入居者により、全額前払い方式、一部前払い・一部月払い方式、月払い方式のいずれかを選択できます。どの方式を選択できるのかを併せて明示する必要があります。
入居時の要件（右のいずれかを表示）	入居時自立	入居時において自立である方が対象です。
	入居時要介護	入居時において要介護認定を受けている方（要支援認定を受けている方を除く）が対象です。
	入居時要支援・要介護	入居時において要支援認定又は要介護認定を受けている方が対象です。
	入居時自立・要支援・要介護	自立である方も要支援認定・要介護認定を受けている方も入居できます。
介護保険（※※に都道府県名を入れて表示）	※※県（市）指定介護保険特定施設 （一般型特定施設）	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護サービスを利用することができます。介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。（注3）

	<p>※※県指定介護保険特定施設 (外部サービス利用型特定施設)</p> <p>在宅サービス利用可</p>	<p>介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護サービスを利用することができます。有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。(注3)</p> <p>介護が必要となった場合、介護保険の在宅サービスを利用するホームです。</p>
居室区分(右のいずれかを表示。※には1~4の数値を表示)(注4)	全室個室	介護が必要となった場合に介護サービスを利用するための一般居室又は介護居室が、すべて個室であるホームです。(注5)
	相部屋あり(※人部屋~※人部屋)	介護居室はすべてが個室ではなく、相部屋となる場合があるホームをいいます。
一般型特定施設である有料老人ホームの介護にかかわる職員体制(右のいずれかを表示)(注6)	1. 5 : 1以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員2人(要介護者1.5人に対して職員1人)以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護の基準の2倍以上の人数です。
	2 : 1以上	現在及び将来にわたって要介護者2人に対して職員1人以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護の基準の1.5倍以上の人数です。
	2. 5 : 1以上	現在及び将来にわたって要介護者5人に対して職員2人(要介護者2.5人に対して職員1人)以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護で、手厚い職員体制であるとして保険外に別途費用を受領できる場合の基準以上の人数です。
	3 : 1以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員1人以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。介護保険の特定施設入居者生活介護のサービスを提供するために少なくとも満たさなければならない基準以上の人数です。
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制(※に職員数、※※※※※に介護サービス事業所の名称を入れて表示)(注7)	<p>有料老人ホームの職員※人 委託先である介護サービス事業所</p> <p>訪問介護 ※※※※※※ 訪問看護 ※※※※※※ 通所介護 ※※※※※※</p>	<p>有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。</p>

<p>その他（右に該当する場合にのみ表示。※※※に提携先の有料老人ホームを入れて表示）</p>	<p>提携ホーム利用可（※※※ホーム）</p>	<p>介護が必要となった場合、提携ホーム（同一設置者の有料老人ホームを含む）に住み替えて特定施設入居者生活介護を利用することができます。（注8）</p>
---	-------------------------	--

- 注1) 老人福祉法の改正を受けて、従来は「一時金」「一時金方式」と記載していた項目については「前払金」「前払い方式」と修正していますが、当面の間、広告、パンフレット等において「一時金」「一時金方式」という表現を使用することも可能です。なお、「前払金」については、家賃又はサービス費用の前払いによって構成されるものであることから、その実態を適切に表現する名称として、広告、パンフレット等の更新の機会に応じて、順次、「前払金」という名称に切り替えるようにすることが望ましいものと考えます。
- 注2) 「前払金方式（従来の一時的金方式）」については、「家賃又はサービス費用の全額を前払いすること」と、「家賃又はサービス費用の一部を前払いし、一部を月払いすること」では、支払方法に大きな違いがあることから、前者を「全額前払い方式」とし、後者を「一部前払い・一部月払い方式」としています。当面の間、広告、パンフレット等において、従来どおり「一時金方式」という表現を使用することも可能ですが、その場合であっても、入居希望者・入居者への説明にあつては、家賃又はサービス費用の全額を前払いする方式なのか、一部を前払いする方式なのかを、丁寧に説明することが望ましいものと考えます。
- 注3) 入居者が希望すれば、当該有料老人ホームの特定施設入居者生活介護サービスに代えて、訪問介護等の介護サービスを利用することが可能です。
- 注4) 一般居室はすべて個室となっています。この表示事項は介護居室（介護を受けるための専用の室）が個室か相部屋かの区分です。従って、介護居室を特に設けず、一般居室において介護サービスを提供する有料老人ホームにあつては、「個室介護」と表示することになります。
- 注5) 個室とは、建築基準法第30条の「界壁」により隔てられたものに限ることとしていますので、一の居室をふすま、可動式の壁、収納家具等によって複数の空間に区分したものは個室ではありません。
- 注6) 介護にかかわる職員体制は、当該有料老人ホームが現在及び将来にわたって提供しようと想定している水準を表示するものです。従って、例えば、現在は要介護者が少なく1.5:1以上を満たす場合であっても、要介護者が増えた場合に2.5:1程度以上の介護サービスを想定している場合にあつては、2.5:1以上の表示を行うこととなります。なお職員体制の算定方法については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第175条第1項第2号イ及び同第2項の規定によります。なお、「1.5:1」、「2:1」又は「2.5:1」の表示を行おうとする有料老人ホームについては、年度ごとに職員の割合を算定し、表示と実態の乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定結果及びその算定方法について説明することが必要です。
- 注7) 訪問介護、訪問看護及び通所介護以外のサービスについて、委託先のサービス事業所がある場合には、サービス区分及びサービス事業所の名称を表示することが必要です。
- 注8) 提携ホームには、介護老人保健施設、病院、診療所、特別養護老人ホーム等は含まれません。

前払金の保全措置の状況について

所管自治体	平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホーム数及び未届の有料老人ホーム数											
	(うち)前払金を徴収している施設数											指導件数
	(うち)前払金の保全措置を講じている施設数											
	(イ)銀行等による保全金額に相当する部分の連帯保証	(ロ)親会社による保全金額に相当する部分の連帯保証	(ハ)返還債務の不履行により入居者に生じた損害のうち、保全金額に相当する部分を保険事業者がうめることを約する保証保険	(ニ)信託会社等との間における、入居者を受益者とする信託契約	(ホ)一般財団法人又は一般社団法人で高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものとの間において、一時金について有料老人ホームの設置者が返還債務を負うこととなる場合に備えた保全のための契約を締結することであつて、(イ)から(ニ)に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの ※(ヘ)に該当するものを除く	(ヘ)全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度	(うち)前払金の保全措置を講じていない施設数					
1 北海道内	352	54	53	15	0	0	6	0	32	1	0	
北海道	139	15	15	4	0	0	3	0	8	0	0	
札幌市	91	29	28	8	0	0	0	0	20	1	0	
函館市	35	3	3	0	0	0	1	0	2	0	0	
旭川市	87	7	7	3	0	0	2	0	2	0	0	
2 青森県内	280	5	5	2	0	0	0	0	3	0	0	
青森県	187	4	4	1	0	0	0	0	3	0	0	
青森市	93	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
3 岩手県内	106	12	3	2	0	0	1	0	0	9	8	
岩手県	57	8	0	0	0	0	0	0	0	8	7	
盛岡市	49	4	3	2	0	0	1	0	0	1	1	
4 宮城県内	97	15	10	0	1	1	4	0	4	5	1	
宮城県	58	2	2	0	0	1	0	0	1	0	0	
仙台市	39	13	8	0	1	0	4	0	3	5	1	
5 秋田県内	76	2	2	0	0	0	1	0	1	0	0	
秋田県	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
秋田市	19	2	2	0	0	0	1	0	1	0	0	
6 山形県	113	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
7 福島県内	127	11	2	1	0	0	0	0	1	9	3	
福島県	67	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	
郡山市	12	2	1	1	0	0	0	0	0	1	1	
いわき市	48	7	1	0	0	0	0	0	1	6	0	
8 茨城県	71	10	9	1	0	0	2	0	6	1	1	
9 栃木県内	69	14	14	13	0	0	1	0	0	0	0	
栃木県	59	10	10	9	0	0	1	0	0	0	0	
宇都宮市	10	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	
10 群馬県内	239	5	5	2	0	0	1	0	2	0	0	
群馬県	143	3	3	0	0	0	1	0	2	0	0	
前橋市	59	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	
高崎市	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11 埼玉県内	263	81	81	20	2	0	34	1	24	0	0	
埼玉県	196	54	54	13	0	0	24	0	17	0	0	
さいたま市	63	25	25	7	2	0	10	0	6	0	0	
川越市	4	2	2	0	0	0	0	1	1	0	0	
12 千葉県内	272	110	95	29	0	0	43	0	23	15	13	
千葉県	162	60	50	17	0	0	22	0	11	10	10	
千葉市	66	28	27	8	0	0	10	0	9	1	1	
船橋市	28	12	11	3	0	0	6	0	2	1	1	
柏市	16	10	7	1	0	0	5	0	1	3	1	
13 東京都	402	296	295	135	0	4	99	0	57	1	1	
14 神奈川県内	455	201	197	49	0	6	62	0	80	4	0	
神奈川県	187	73	73	15	0	0	27	0	31	0	0	
横浜市	130	69	69	11	0	0	29	0	29	0	0	
川崎市	71	37	34	19	0	2	1	0	12	3	0	
相模原市	37	13	12	1	0	4	4	0	3	1	0	
横須賀市	30	9	9	3	0	0	1	0	5	0	0	
15 新潟県内	93	17	17	12	0	0	0	0	5	0	0	
新潟県	52	12	12	8	0	0	0	0	4	0	0	
新潟市	41	5	5	4	0	0	0	0	1	0	0	
16 富山県内	56	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
富山県	33	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
富山市	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17 石川県内	72	3	3	2	0	0	0	0	1	0	0	
石川県	30	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
金沢市	42	2	2	1	0	0	0	0	1	0	0	
18 福井県	15	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	
19 山梨県	15	8	6	1	0	0	4	0	1	2	0	
20 長野県内	194	25	15	5	0	0	6	0	4	10	10	
長野県	159	23	13	4	0	0	5	0	4	10	10	
長野市	35	2	2	1	0	0	1	0	0	0	0	
21 岐阜県内	107	9	9	5	1	0	0	0	3	0	0	
岐阜県	77	9	9	5	1	0	0	0	3	0	0	
岐阜市	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
22 静岡県内	166	29	28	3	0	0	10	0	15	1	1	
静岡県	115	13	13	1	0	0	5	0	7	0	0	
静岡市	28	8	7	1	0	0	2	0	4	1	1	
浜松市	23	8	8	1	0	0	3	0	4	0	0	

前払金の保全措置の状況について

平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホーム数及び未届の有料老人ホーム数												
所管自治体	(うち)前払金を徴収している施設数											
	(うち)前払金の保全措置を講じている施設数											(うち)前払金の保全措置を講じていない施設数
	(イ)銀行等による保全金額に相当する部分の連帯保証	(ロ)親会社による保全金額に相当する部分の連帯保証	(ハ)返還債務の不履行により入居者に生じた損害のうち、保全金額に相当する部分を保険事業者がうめることを約する保証保険	(ニ)信託会社等との間における、入居者を受益者とする信託契約	(ホ)一般財団法人又は一般社団法人で高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものとの間において、一時金について有料老人ホームの設置者が返還債務を負うこととなる場合に備えた保全のための契約を締結することであつて、(イ)から(ニ)に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの ※(ヘ)に該当するものを除く	(ヘ)全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度	(うち)前払金の保全措置を講じていない施設数	指導件数				
熊本市	101	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0
44 大分県内	246	5	4	2	0	0	2	0	0	0	1	1
大分県	131	3	2	0	0	0	2	0	0	0	1	1
大分市	115	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
45 宮崎県内	281	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	153	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎市	128	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46 鹿児島県内	238	13	13	10	0	0	1	0	2	0	0	0
鹿児島県	149	3	3	1	0	0	1	0	1	0	0	0
鹿児島市	89	10	10	9	0	0	0	0	1	0	0	0
47 沖縄県内	365	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
沖縄県	292	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
那覇市	73	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	7,930	1,260	1,143	439	8	12	347	2	335	117	61	61

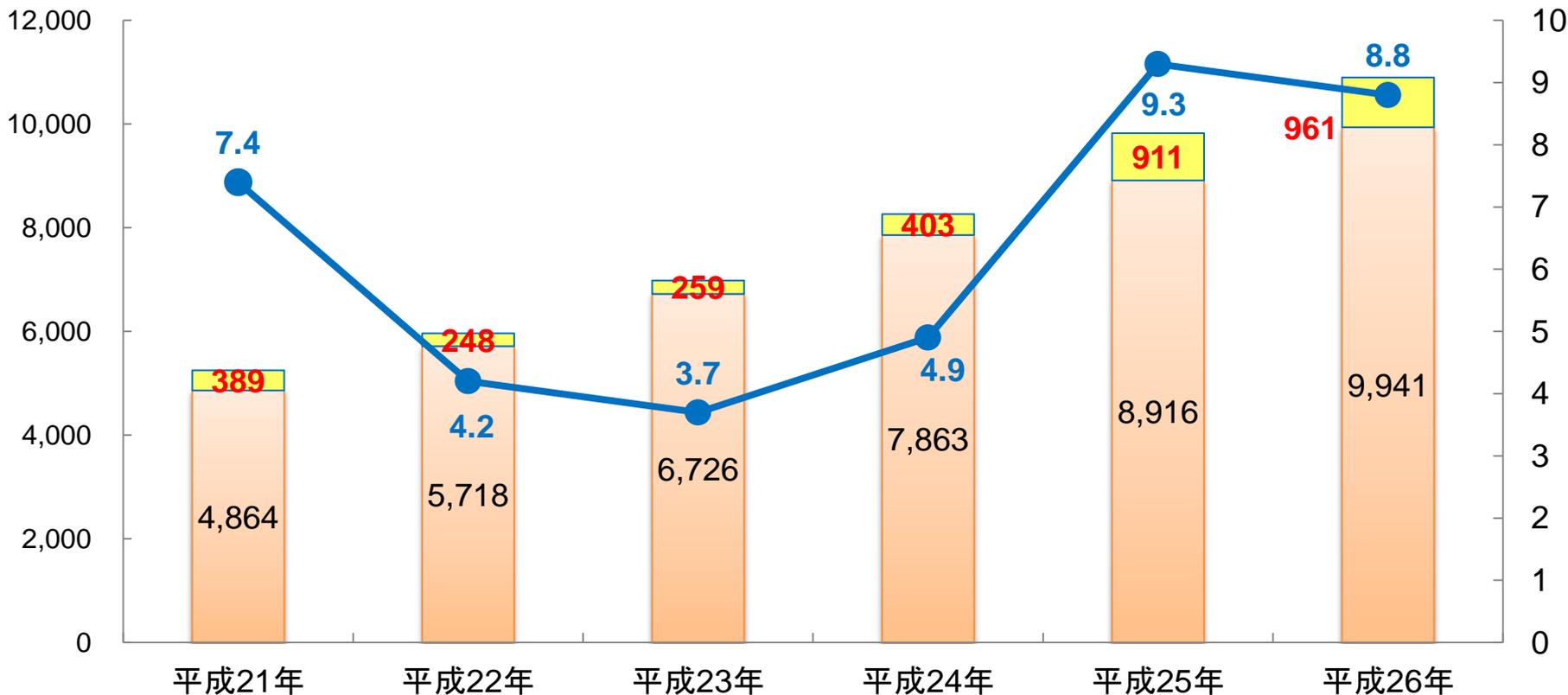
届出を行っていない有料老人ホーム

- 「届出」を行っていない事業者は、老人福祉法第29条第1項の規定に違反していることとなる。
- 「届出」がなければ、その有料老人ホームは行政との連携体制が不十分となる恐れがあるため、地方公共団体においては、未届施設に対する呼びかけを強化するなどの対応が必要。

施設数(単位…件)

未届率(単位…%)

未届施設数 届出施設数 未届率



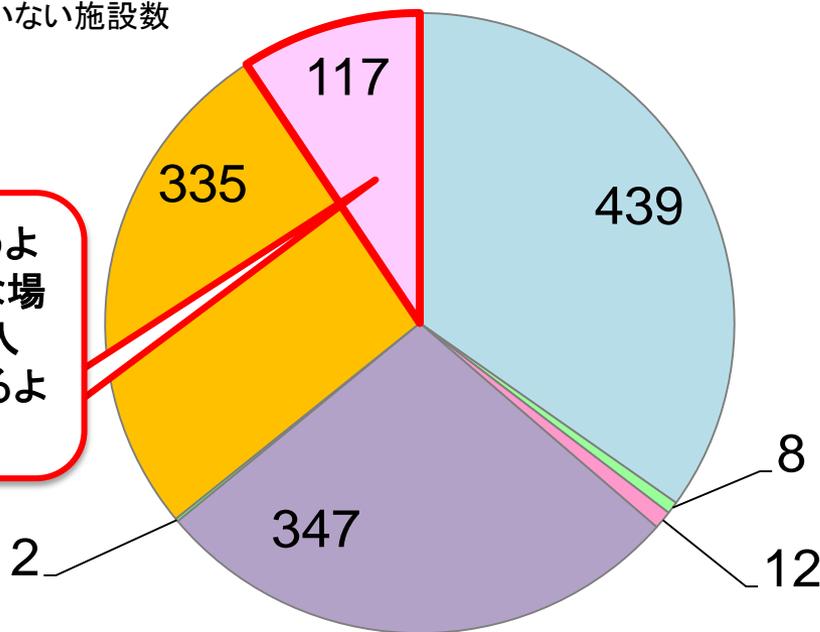
※出典:厚生労働省老健局高齢者支援課調べ(毎年10月31日時点)

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホーム

- 前払金の保全措置を講じていない事業者は、老人福祉法第29条第7項の規定に違反している。
- 保全措置がない場合、事業者において有料老人ホーム事業を継続できなくなったときに、入居者が最初に支払った前払金の残余分を返済することができなくなる恐れがあるため、入居者保護の観点から、厳しい指導が必要。

- 銀行等による連帯保証
- 親会社による連帯保証
- 保険会社による保証保険
- 信託会社等による信託契約
- 一般社団・一般財団等による保全契約
- 全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度
- 前払金の保全措置を講じていない施設数

改善に関する取組みを行うよう指導するとともに、悪質な場合には罰則適用を視野に入れた上で指導の徹底を図るよう要請



	違反物件の割合
H23年度	19.8%
H24年度	17.2%
H25年度	11.7%
H26年度	9.3%

平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホーム数※: 7,930件

⇒ うち前払金を徴収している施設数: **1,260件**